でんさいサービス利用規定

西中国信用金庫（以下、「金庫」といいます。）は、株式会社全銀電子債権ネットワーク（以下、「でんさいネット」といいます。）の窓口金融機関として、利用者（以下、「お客さま」といいます。）に提供する電子記録債権サービス（以下、「本サービス」といいます。）について、次のとおり取扱いを行います。

なお、本規定における用語の定義は、電子記録債権法、でんさいネット業務規程およびでんさいネット業務規程細則（以下、「業務規程等」と総称します。）において、使用する用語の例によります。

（利用の申込み）

第１条　本サービスを利用するには、本規定並びに業務規程等の内容をご承諾のうえ、金庫所定の利用申込書に必要事項を記入して、金庫が定める必要書類とともに金庫に提出するものとします。

２　お申込みには、電子記録債権の債務者として利用が可能（この場合、債権者、保証人としても利用が可能）なお申込みのほか、次の利用を限定した特約でお申込みをすることができます。

一　債権者利用限定特約
利用申込者またはお客さまは、電子記録債権の債務者または保証人（譲渡記録に係る保証記録を除く）として利用しない場合には、債権者利用限定特約でお申込みをすることができます。

二　保証利用限定特約
利用申込者またはお客さまは、電子記録債権の保証人としてのみ（譲渡記録請求に随伴する保証記録請求を除き、保証記録請求が行えるほか、支払等記録、変更記録の請求を行える）利用する場合には、保証利用限定特約でお申込みをすることができます。

（利用資格）

第２条　利用申込者またはお客さまは、業務規程等に定める利用契約締結要件の他、金庫が掲げる次の要件の全部を満たす者で、かつ金庫の審査を経た上で、本サービスの利用契約ができるものとします。

なお、特約の有無により必要な審査が異なるほか、審査の結果によっては、お申込みに応じられない場合があります。

一　電子記録債務者（債権者、保証人としても利用が可能）として利用される場合
①金庫所定のパーソナルコンピュータ等の端末機（以下、「ＰＣ」といいます。）を利用できる環境があること
②金庫の会員になる資格を有すること
③金庫との当座勘定預金取引があること

二　債権者利用限定特約により利用される場合
金庫所定のＰＣを利用できる環境があること

（サービス内容）

第３条　金庫は、お客さまがでんさいネットを利用するにあたり、次の電子記録債権サービスを提供いたします。

一　電子記録の請求に関するサービス
二　電子記録の開示に関するサービス
三　電子記録債権の決済に関するサービス
四　前３号に付随するサービス

２　お客さまは、でんさいネットが定める業務規程等および金庫が定める本規定等に従って本サービスを利用するものとします。

（電子記録の請求方法）

第４条　お客さまは次のいずれかの方法で、電子記録の請求を行うことができます。

一　金庫所定のＰＣを用いた方法
二　金庫所定の依頼書を金庫の営業店（以下､｢取引店｣といいます。）にご提出いただく方法（災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合や保証利用限定特約により利用される場合等、金庫が認めた場合。）

２　保証利用限定特約により利用される場合には、前項第２号による方法のみといたします。

（予約請求）

第５条　お客さまは、電子記録の請求において、電子記録を行う日を指定することができます。

２　前条第１項第２号の方法により、電子記録を行う日を指定した請求について取消を行う場合、電子記録を行う日の２営業日前までに、当該請求を取り消す旨お申し出ください。

（一括請求機能）

第６条　お客さまは、発生記録請求、譲渡記録請求、分割譲渡記録請求について、それぞれ複数の記録請求を一括して行うことができます。

２　前項の取扱いはＰＣを用いた方法でのみ利用できます。

（債権者請求方式の発生記録請求）

第７条　お客さまは、金庫が認めた場合には、電子記録債権者として発生記録の請求をすることができます。

２　前項の規定による請求は、当該発生記録請求の電子記録債務者の窓口金融機関も電子記録債務者に対してこの取扱いを認めていない場合には、行うことができません。

（指定許可機能）

第８条　お客さまは、金庫が認めた場合には、お客さま自らに対して記録請求できる相手方を予め指定しておくことができます。

２　前項の規定によって指定することができる記録請求は、発生記録請求、譲渡記録請求、保証記録請求（譲渡記録請求に随伴する保証記録請求を除く。）に限ります。

（請求の制限）

第９条　お客さまは、金庫所定の依頼書を金庫の取引店にご提出いただくことにより、お客さま自身が請求することができる電子記録の範囲を制限することができます。

２　前項の制限を解除する場合には、金庫所定の依頼書を金庫の取引店にご提出いただくことにより、当該制限を解除することができます。ただし、当該解除は、金庫が認めた場合に限るものとします。

（電子記録の通知）

第１０条　金庫では、電子記録の通知について、次のとおり取扱います。

一　金庫は、電子記録された内容を、お客さまにＰＣを用いた方法で通知します。
二　前号の方法により通知できないものについては、別途、金庫所定の方法により通知します。

２　保証利用限定特約により利用される場合には、前項第２号による方法のみといたします。

（電子記録の諾否）

第１１条　債権者請求方式の諾否依頼通知、保証記録（単独）の諾否依頼通知、変更記録の諾否依頼通知、支払等記録の諾否依頼に対して、第４条第１項第２号の方法により承諾を行う場合には、諾否期限の２営業日前までにお申し出ください。

（開示の請求）

第１２条　お客さまは、次のいずれかの方法で、債権記録に記録されている事項および記録請求の際に提供された情報の開示を請求することができます。

一　金庫所定のＰＣを用いた方法
二　金庫所定の依頼書を金庫の取引店にご提出いただく方法（災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合や保証利用限定特約により利用される場合等、金庫が認めた場合。）

２　保証利用限定特約により利用される場合には、前項第２号による方法のみといたします。

３　開示の請求結果の通知については、第１０条と同様に取扱います。

（ＰＣを用いた方法の本人確認等）

第１３条　お客さまがＰＣを用いた方法により、本サービスをご利用いただく際には、次のとおり取扱いを行います。

１　利用責任者
一　お客さまは､ＰＣを用いた方法において、お客さまを代表する管理者（以下、「マスターユーザ」といいます。）を金庫所定の手続きにより登録するものとします。
二　マスターユーザは、マスターユーザが定めた一定の範囲内で、本サービスの利用に関するマスターユーザの権限を代行する利用者（以下、「一般ユーザ」といいます。）を、金庫所定の手続きにより登録するものとします。
三　お客さまは、マスターユーザの変更またはマスターユーザの登録内容に変更があった場合、金庫所定の手続きにより変更登録するものとします。金庫は、お客さまでの変更登録処理が完了するまでの間、マスターユーザの変更またはマスターユーザの登録内容に変更がないものとして処理することができるものとし、万一これによってお客さまに損害が生じた場合でも、金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、金庫は責任を負いません。
四　マスターユーザは、一般ユーザの追加登録・削除または一般ユーザの登録内容に変更があった場合、金庫所定の手続きにより登録するものとします。金庫は、お客さまでの変更登録処理が完了するまでの間、一般ユーザの追加登録・削除または一般ユーザの登録内容に変更がないものとして処理することができるものとし、万一これによってお客さまに損害が生じた場合でも、金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、金庫は責任を負いません。

２　使用できる端末
本サービスの利用に際して使用できる端末は、金庫所定の機能を有するものに限ります。加えて、本人確認につき、金庫所定の方法により、かかる端末に金庫が発行する電子証明書と秘密鍵を取得・生成し、インストールしていただく必要があります。なお、端末の種類により本サービスの対象となる取引は異なる場合があります。

３　本人確認の手段
金庫は、電子証明書および各種パスワード等によりお客さまの確認を行います。

４　電子証明書の発行
電子証明書は、金庫所定の方法により、お客さまのマスターユーザおよび一般ユーザに対して（一般ユーザに対してはマスターユーザを通して）発行します。

５　マスターユーザパスワード等の登録
一　マスターユーザのログインＩＤ、初回ログインパスワードは、お客さま自身が決定し、申込書により金庫に届け出てください。
二　マスターユーザは、本サービスの利用開始前に、端末によりログインパスワードおよび承認パスワードを金庫所定の方法により登録します。
三　前２号に加えて、本サービスの利用開始前に、金庫所定の方法により電子証明書を端末にインストールしてください。

６　一般ユーザパスワード等の登録
一　マスターユーザは、端末により一般ユーザのログインＩＤ、ログインパスワード、承認パスワード等を金庫所定の方法により登録します。
二　前号に加えて、本サービスの利用開始前に、金庫所定の方法により電子証明書を端末にインストールしてください。

７　本人確認手続き
一　本サービスにおけるマスターユーザの本人確認方法は、次に定めるとおりとします。
電子証明書方式においては、マスターユーザが端末にて提示または入力した電子証明書、ログインパスワード、承認パスワードと金庫に登録されている各内容の一致により確認します。
二　第６項によりすでにログインＩＤ、ログインパスワード、承認パスワードの登録、電子証明書のインストールが完了した一般ユーザの取引時における本人確認方法および依頼内容の確認方法は、一般ユーザ自身が端末にて提示または入力した電子証明書、ログインパスワードおよび承認パスワード等と金庫に登録されている各内容の一致により確認します。
三　金庫は、前２号に基づき本人確認および依頼内容の確認を行うことにより、次の事項を確認できたものとして取扱います。
ａ．お客さまの有効な意思による申込であること。
ｂ．金庫が受信した依頼内容が真正なものであること。
四　金庫が本項に定める本人確認および依頼内容の確認をして取引を実施した場合、ログインＩＤ、ログインパスワード、承認パスワード等または電子証明書につき不正使用、誤使用その他の事故があっても金庫は当該取引を有効なものとして取扱い、またそのために生じた損害については、金庫の責に帰すべき事由がある場合を除き、金庫は責任を負いません。

８　電子証明書の有効期間および更新
一　電子証明書は、金庫所定の期間（以下、「有効期間」といいます。）に限り有効です。マスターユーザおよび一般ユーザは、有効期間が満了する前に金庫所定の方法により電子証明書の更新を行ってください。
二　前号による電子証明書の更新が行われなかった場合、電子証明書は有効期間の満了日をもって失効するものとし、お客さまは、以後本サービスを利用することができません。
三　本サービスが解約、利用停止その他の事由により終了した場合は、発行済みの電子証明書は、残存期間があっても、当該終了日をもって失効します。

９　電子証明書の取扱い
一　電子証明書は、マスターユーザおよび一般ユーザ本人が保管するものとします。また、第三者への譲渡・貸与はできません。
二　電子証明書の内容に変更が生じた場合、金庫所定の変更手続きを行ってください。
三　端末の譲渡・廃棄等により電子証明書の管理ができなくなる場合には、必ず電子証明書の削除を行ってください。
四　端末の譲渡・廃棄等により新しい端末を使用する場合は、金庫所定の方法により電子証明書を再度インストールしてください。
五　マスターユーザおよび一般ユーザ本人に次に定める事由のいずれかが生じた場合は、取引の安全性を確保するため、速やかに金庫所定の書面により金庫に届け出てください。
ａ．電子証明書をインストールした端末の譲渡・廃棄等を行った際に「電子証明書」の削除を行わなかった場合。
ｂ．電子証明書をインストールした端末が紛失・盗難等に遭った場合。
ｃ．電子証明書に偽造、変造、流出、盗用等が生じ、またはそれらのおそれがあると判断した場合。
この届出に対し、金庫は所定の手続きを行い、必要に応じて本サービスの利用停止等の措置を講じます。金庫は、この届出に基づく所定の手続きの完了前に生じた電子証明書の第三者による不正使用等による損害については責任を負いません。

１０　パスワード等の管理
一　各種パスワード等は、お客さまの責任において、厳重に管理するものとし、第三者へ開示しないでください。また、各種パスワード等は、生年月日、電話番号、連続番号など他人に知られやすい番号を登録することを避けるとともに、定期的に変更手続きを行ってください。
二　各種パスワード等につき偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合は、金庫宛に直ちに連絡をしてください。
三　本サービスの利用にあたり、各種パスワード等の誤入力が金庫所定の回数連続して行われた場合、その時点で金庫は本サービスを停止しますので、本サービスの再開を求める際は、お客さまは金庫に連絡のうえ、所定の手続きをとってください。

１１　取引依頼の確定
一　金庫が本サービスによる取引の依頼を受け付けた場合、お客さまのＰＣに　依頼内容を表示し、お客さまは、その内容が正しい場合には、金庫の指定する方法で確認した旨を金庫に通知するものとします。この依頼内容の確認および通知が各取引で定める金庫所定の時間内に行われ、かつ当該時間内に金庫が受信した時点で当該取引の依頼内容が確定したものとし、金庫は金庫所定の方法で各取引の手続きを行います。
二　前号の取引において、実施結果および取引依頼の確認内容に不明な点がある場合、またはその通知が受信できなかった場合は、金庫まで速やかにご照会ください。この照会がなかったことによって生じた損害については、金庫は責任を負いません。

（利用日・利用時間）

第１４条　第３条に定めるサービスの利用日および利用時間は、金庫所定の利用日および利用時間とします。

２　金庫所定の利用日および利用時間については、お客さまに事前に通知することなく変更する場合があります。

（決済口座）

第１５条　お客さまは、本サービスで利用する金庫の取引店に開設している口座（以下、「決済口座」といいます。）を、申込書により金庫宛に届け出てください。

２　金庫は、届出の内容に従い、本サービスの決済口座として登録します。ただし、決済口座として指定可能な預金の種類は普通預金口座または当座預金口座とし、債務者として利用する場合には、金庫が特に認めない限り、当座預金口座に限定させていただきます。

３　届出可能な決済口座の口座数は、金庫所定の口座数以内とします。

４　届出可能な決済口座は、お客さま名義の口座のみとします。

５　決済口座の追加・変更および削除については、金庫所定の書面により届け出てください。

（利用手数料）

第１６条　本サービスの利用にあたっては、金庫所定の手数料（以下、「利用手数料」といいます。）をいただきます。なお、利用手数料には消費税等相当額を含みます。

２　金庫は、利用手数料を普通預金規定、総合口座取引規定および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、決済口座から、金庫所定の日に自動的に引落します。

３　金庫は、利用手数料をお客さまに事前に通知することなく変更する場合があります。

４　お客さまは、取引内容により利用手数料以外に金庫所定の諸手数料および消費税を支払うものとします。

５　過去にお客さまであった方が、金庫に対して電子記録に関する開示の請求をする場合には、金庫所定の手数料および消費税をいただきます。

６　引落は、代表口座より行うものとします。なお、資金不足等により引落不能が生じた場合には、直ちに入金を請求いたします。

（口座間送金決済）

第１７条　債務者として利用される場合には、発生させた電子記録債権の支払期日の前営業日までに当該電子記録債権の決済資金を決済口座にご準備ください。

２　金庫では、お客さまが発生記録の債務者である電子記録債権の支払期日が到来した場合、電子記録債権の決済資金を普通預金規定、総合口座取引規定および当座勘定規定の定めにかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、金庫所定の時間に決済口座から引き落としのうえ、でんさいネットから指定のあった債権者の決済口座に払い込みを行います。なお、支払期日が金融機関窓口休業日にあたる場合の払い込みは、翌営業日に行います。

３　支払期日に払い込み資金が不足した場合の、支払期日当日の ご入金に基づく、債権者の決済口座への払い込みについては、金庫が認めた場合に限り行います。
なお、支払期日が金融機関窓口休業日にあたる場合の払い込みは、翌営業日に行います。

４　支払期日が同日の複数の電子記録債権の支払があった場合、またはその他小切手、手形の支払等があった場合、いずれを先に決済口座から引き落すかの順序は、金庫の判断により行います。

５　電子記録債権の分割譲渡により支払期日が同日の債権が複数ある場合には、分割後の債権金額単位で引き落しを行います。

（口座間送金決済の中止）

第１８条　債権者または債務者であるお客さまは、金庫所定の依頼書を金庫の取引店にご提出いただくことにより、金庫に対して口座間送金決済の中止の申出を行うことができます。

（異議申立）

第１９条　前条により口座間送金決済の中止の申出を行った債務者であるお客さまは、金庫所定の依頼書を金庫の取引店にご提出いただくことにより、でんさいネットに対し、異議の申立をすることができます。

２　前項の異議申立は、前項のお客さまが、支払期日の前営業日までに、対象となる電子記録債権の債権金額相当額の金銭（以下、「異議申立預託金」といいます。）を金庫に預け入れたときに効力を生じます。ただし、支払不能事由が不正作出であり、かつ、でんさい事故調査会が債務者の異議申立預託金の預け入れの免除の申立を正当な理由があるものと認めた場合には、この限りではありません。

３　支払不能事由が不正作出である場合には、お客さまは金庫所定の依頼書を金庫の取引店にご提出いただくことにより、でんさいネットに対して、異議申立に合わせて異議申立預託金の預け入れの免除の申立をすることができます。

（債権者利用限定特約等の解除）

第２０条　お客さまが、債権者利用限定特約または保証利用限定特約の解除をご希望の場合には、金庫所定の依頼書を金庫の取引店にご提出いただくことにより、金庫の審査を得た上で、当該特約の解除を行うことができます。

（利用者登録事項の変更）

第２１条　お客さまは、利用者登録事項に変更が生じた後、遅滞なく、金庫に対して金庫所定の依頼書を金庫の取引店にご提出いただくことにより変更の内容を届け出てください。この届出前に生じた損害については、金庫は責任を負いません。

（利用者登録事項の変更）

第２１条　お客さまは、利用者登録事項に変更が生じた後、遅滞なく、金庫に対して金庫所定の依頼書を金庫の取引店にご提出いただくことにより変更の内容を届け出てください。この届出前に生じた損害については、金庫は責任を負いません。

（個人であるお客さまが死亡した場合の取扱い）

第２２条　お客さまが死亡した場合には、相続人等の代表者が金庫所定の届出書を金庫の取引店にご提出ください。

２　相続人等の代表者は、前項の届出書に、次に掲げる書類を添付してください。
一　被相続人が死亡したことを証する書類
二　その他でんさいネットが指定する書類
三　金庫が指定する書類

３　相続人等は、第１項の届出書を提出した後、金庫所定の手続きが完了した後でなければ、本サービスを利用することはできません。

（合併及び会社分割の取扱い）

第２３条　お客さまの合併または会社分割により利用者登録事項に変更が生じた場合には、本規定上の地位を承継したお客さまは、遅滞なく、金庫に対し、その旨届け出てください。

２　前項の場合には、お客さまは、前項の届出後、金庫所定の手続きが完了した後でなければ、本サービスを利用することはできません。

（利用者による解約）

第２４条　お客さまは金庫所定の届出書を金庫の取引店にご提出いただき、本規定と業務規程等にかかる契約の解約の申出を行うことができます。

２　前項の解約は、金庫がお客さまを電子記録債務者または債権者とする電子記録債権のうち、解約の対象となる利用契約にかかる電子記録債権の全部が消滅したことを支払等記録によって確認したときに行うことができます。

（金庫による解除等）

第２５条　金庫は、お客さまが次に掲げる事由に該当する場合には、お客さまに事前に通知したうえで、本規定に基づく契約を解除することができます。
一　業務規程第１６条第１項に規定する場合
二　第２条に規定する要件を満たさなくなった場合
三　本規定に違反した場合
四　その他金庫が前各号に準ずると認めた場合

２　金庫が、前項の規定により解除の通知を発信した場合には、到達のいかんにかかわらず、通知する解除日にその効力を生ずるものとします。

３　本規定による契約が解約または解除された後も、第１６条、第２９条、第３１条、第３４条および第３６条の規定はなお効力を有するものとします。

（破産手続開始の届出等）

第２６条　お客さまは、破産手続開始の決定等、業務規程等で定める事由が生じた場合には、遅滞なく、金庫に対し、その旨届け出るものとします。

（電子記録の訂正等の届出）

第２７条　お客さまは、自己の請求に係る電子記録について、異なる内容の記録がされているなど業務規程等に定める事由があることを知った場合は、直ちにその旨届け出るものとします。

（利用者情報の取扱い）

第２８条　金庫は、利用者情報を厳正に管理し、利用者の情報保護のために十分に注意を払うとともに、本規定に定めた場合以外には利用者情報の利用を行いません。

２　金庫は、次の目的のために業務上必要な範囲内で利用者情報を利用します。
なお、利用者情報のうち、当該情報に含まれる支払不能情報については、本項第１号から第３号までの利用とします。また、本項第４号から第９号の目的のために利用できる利用者情報は、金庫のお客さまに関するもの に限ることとします。
一　でんさいネットから委託を受けた業務を遂行するため
二　電子記録債権取引円滑化のため
三　金庫の与信取引上の判断のため
四　犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人確認等や、本サービスを利用する資格等の確認のため
五　本サービスの申込の受付および継続的な取引における管理のため
六　お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
七　市場調査、データ分析およびアンケートの実施などによる金融サービスの研究や開発のため
八　金庫の金融商品・サービスに関する提案のため
九　その他金庫との取引を円滑に行うため

３　金庫は、参加金融機関業務を遂行するため、電子記録債権取引円滑化のため、および参加金融機関の与信取引のために、でんさいネット及び第三者に対して利用者情報を提供し、お客さまは当該提供について同意するものとします。

４　でんさいネットは、電子記録債権業を遂行するため、電子記録債権取引円滑化のため、および参加金融機関の与信取引のために、第三者に対して利用者情報を提供し、お客さまは当該提供について同意するものとします。

５　でんさいネットまたは金庫は、業務規程第５７条ないし第５９条に基づき電子記録の開示を請求した者に対して、次に掲げる事項を開示し、お客さまは、当該開示について同意するものとします。
一　法人であるお客さまの代表者氏名、お客さまの属性、お客さまの住所
二　発生記録における債務者の決済口座に係る情報
三　譲渡記録の譲受人の決済口座に係る情報
四　譲渡記録の譲渡人に係る情報（当該譲渡人の決済口座に係る情報を含む。）
五　支払等記録の支払を受けた者に係る情報
六　強制執行等記録の差押債権者に係る情報
七　支払不能情報に関連する情報
八　その他業務規程等で開示の対象となる情報

（機密保持）

第２９条　お客さまは、本サービスによって知り得た金庫および第三者の機密を外部に漏洩しないものとします。

（通知等の連絡先）

第３０条　金庫は、お客さまに対し、取引依頼内容等について通知・照会・確認をすることがあります。その場合、金庫に届け出た住所・電話番号・電子メールアドレス等を連絡先とします。

２　金庫がお客さまにあてて通知･照会･確認を前項の連絡先のいずれか一つに対して、発信、発送し、または送付書類を発送した場合には、届出事項の変更を怠るなどお客さまの責に帰すべき事由により、これらが延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなすものとし、これにより生じた損害については、金庫は責任を負いません。

３　金庫の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話・電子メールの不通等の通信手段の障害等による延着、不着の場合も同様とみなすものとし、これにより生じた損害については、金庫は責任を負いません。

（免責事項）

第３１条　金庫は、本サービスにおける届出印を実印とし、お客さまは当該届出印を、今後発生する本サービスに関する一切の書面による申込み、届出、依頼、通知等に使用するものとし、当該届出印を押捺して作成された書面であれば、本サービスに関するお客さまの意思を表示した書面であるものとみなします。

２　金庫が、諸届書類または諸請求書類に使用された印影または署名を、届出印（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱った場合、その諸届書類または諸請求書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、金庫は責任を負いません。

３　金庫がお客さまのＩＤ、パスワード等の本人確認のための情報が金庫に登録されたものと一致することを金庫所定の方法により確認し、相違ないと認めて取扱いを行った場合は、それらが盗用、不正使用、その他の事故により使用者がお客さま本人でなかった場合でも、それによって生じた損害はお客さまの負担とし、お客さまは電子記録債権の電子記録にしたがって責任を負うものとします。

４　金庫以外の金融機関またはでんさいネットの責めに帰すべき事由により、本サービスの取扱い遅延・不能その他の過誤が生じたことに起因する損害については、金庫は責任を負いません。

５　災害・事変、裁判所等公的機関の措置その他やむを得ない事由によりお客さまに生じた損害について、金庫は責任を負いません。

６　金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、電話回線、専用回線、移動体通信網、インターネット等の通信経路において金庫が送信した情報に誤謬・遅延・欠落等が生じた場合、または盗聴等がなされたことによりお客さまの取引情報が漏洩した場合、それらのために生じた損害については、金庫は責任を負いません。

７　本サービスを通じてなされたお客さまと金庫間の通信の記録等は、金庫所定の期間に限り金庫所定の方法・手続きによって保存するものとします。当該期間経過後は、金庫がこれらの記録等を消去したことにより生じた損害について、金庫は責任を負いません。

８　本サービスに使用する端末および通信媒体が正常に稼動する環境については、お客さまの責任において確保してください。金庫は、端末が正常に稼動することについて保証するものではありません。万一、端末が正常に稼動しなかったことにより取引が成立せず、または成立した場合、それにより生じた損害について金庫は責任を負いません。

９　法令、規則、行政庁の命令等により本サービスに関わる情報の開示が義務付けられている場合（当局検査を含む。）、金庫はお客さまの承諾なくして当該法令・規則・行政庁の命令等の定める手続きに基づいて情報を開示することがあります。金庫が当該情報を開示したことにより生じた損害について、金庫は責任を負いません。

（電子記録債権の活用）

第３２条　お客さまは、金庫に対し、別に締結する信用金庫取引約定書等に基づき、金庫所定の手続きにより電子記録債権の割引の申込をすることができるものとします。

（関係規定の適用・準用）

第３３条　本規定に定めのない事項については、普通預金規定、当座勘定規定等の各規定により取扱います。これらの規定と本規定との間で取扱いが異なる場合、本サービスに関しては本規定が優先的に適用されるものとします。

（規定等の変更）

第３４条　金庫は、本規定の内容をお客さまに事前に通知することなくホームページ掲載等で公表することにより任意に変更できるものとします。

２　変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。

３　金庫の責めによる場合を除き、金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、金庫は一切責任を負いません。

（業務規程等による取扱い）

第３５条　本サービスについては、前各条のほか、業務規程等その他でんさいネットが定めた規則に従って処理するものとします。

２　災害、事変等のやむを得ない事由により緊急措置がとられている場合には、第１７条第２項の規定にかかわらず、支払期日が経過した電子記録債権についても決済口座から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。

３　前項の取扱いによって生じた損害については、金庫は責任を負いません。

（準拠法・合意管轄）

第３６条　本規定の準拠法は日本法とします。

２　本規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、金庫（本店）の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることにします。

以　上